

館山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務委託 公募型プロポーザルに関する質問及び回答

令和7年4月18日 時点

館山市建設環境部都市計画課

No.	質問 受領日	質問箇所 (資料名/頁/項目番号)	内容 ※ 送付された内容を一部、修正しています	回答
1	R7. 4. 15	業務受託実績書について (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 「①以外の都市計画又はまちづくりに関する計画に係る業務実績」とは、具体的にどのような業務が該当しますか。 	都市計画法第12条に規定されている土地区画整理事業や市街地再開発事業などの事業計画のほか、各種法令に基づくまちづくりの計画・方針（景観計画、災害に強いまちづくり、低炭素まちづくりなど）や地方公共団体の任意計画を想定しています。
2	R7. 4. 15	企画提案書等の提出について (実施要領/P6/9(4))	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書はページ数の制限はありますか。制限がある場合、A3版は2ページとしてカウントしますか。 	ページ数（枚数）の制限はありません。
3	R7. 4. 16	業務受託実績書について (実施要領/P5/7(1)ウ)	<ul style="list-style-type: none"> 実績の業務名や業務概要を記載するにあたり、様式第3号を複数ページにわたって記載することは可能でしょうか。 また、様式内の表の幅等を修正して記載することは可能でしょうか。 	様式第3号は1枚に収まるよう、受託業務のうち代表的なものを記載し、業務実績件数は、過去5年間（令和2年度から令和6年度までの間）の実数を記載してください。様式内の表の幅等は適宜、修正して構いませんが、元の様式にて掲載すべき事項（様式内網掛け部）の漏れが無いようにしてください。

No.	質問 受領日	質問箇所 (資料名/頁/項目番号)	内容 ※ 送付された内容を一部、修正しています	回答
4	R7. 4. 16	業務にあたっての前提事項について (仕様書/P1/4)	<p>・次期総合計画の策定業務で得られた調査結果等として仕様書に示されている①～④のうち、「①庁内課題調査（令和6年9月実施）」及び「④地域別構想作成（令和6年度実施）」について、企画提案提出書類の提出期限（令和7年5月20日）までの間で、閲覧することは可能でしょうか。</p>	<p>各前提事項については次のとおりです。</p> <p>①庁内課題調査 …閲覧提供不可（個人情報等を含むため） 本業務の履行にあたっては、受託事業者選定後、調査内容を整理したものを共有します。</p> <p>②市民意識調査・③地区別懇談会 …次のURL（市HP）を参照 受託事業者選定後、当該報告書の基になる資料について、内容を整理したうえで共有します。</p> <p><u>館山市総合計画審議会（R6～）</u> https://www.city.tateyama.chiba.jp/kikaku/page100363.html</p> <p>令和6年度第3回館山市総合計画審議会 (令和7年3月12日開催)</p> <p>★1-1 アンケート報告書 https://www.city.tateyama.chiba.jp/files/300391879.pdf</p> <p>★2-1 地区別懇談会（ワークショップ）実施報告書 https://www.city.tateyama.chiba.jp/files/300391880.pdf</p>

No.	質問 受領日	質問箇所 (資料名/頁/項目番号)	内容 ※ 送付された内容を一部、修正しています	回答
				<p>④地域別構想作成</p> <p>…閲覧提供不可（質問回答時点で内容調整中のため）</p> <p>本業務の履行にあたっては、受託事業者選定後、総合計画業務で整理した地域別構想を基に、都市計画マスタープランにおける地域別構想（仕様書/P3/5①-2(1)）の作成を行っていただきます。</p>
5	R7. 4. 16	企画提案書の作成について (実施要領/P6/9(4))	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の枚数の上限はございますか。ある場合、表紙及び目次部分は上限枚数から除いてよろしいでしょうか。 ・片面、両面印刷の指定はございますか。 ・製本、装丁方法に指定はございますか。（ホッチキス止め、ファイル綴じ等） 	<p>ページ数（枚数）の制限はありません。</p> <p>また、印刷の指定、製本方法の指定など、実施要領（P6/9(4)）に掲載された作成条件以外の制限はありません。</p>
6	R7. 4. 16	業務にあたっての前提事項について (仕様書/P1/4)	<ul style="list-style-type: none"> ・①庁内課題調査（令和6年9月実施）、②市民意識調査（令和6年9月実施）、③地区別懇談会（令和6年10月・11月実施）、④地域別構想作成（令和6年度実施）について、プロポーザル作成段階において、これら協議結果、議事録等の閲覧は可能でしょうか。 	<p>No.4の質問と同内容のため、回答を省略します。</p> <p>No.4の回答をご覧ください。</p>

No.	質問 受領日	質問箇所 (資料名/頁/項目番号)	内容 ※ 送付された内容を一部、修正しています	回答
7	R7. 4. 16	居住誘導区域外の方針検討について (仕様書/P4/ 5②- 2 (2))	・居住誘導区域外の地域における土地利用手法等について、具体的にどのようなものを想定していますか。	現時点で想定している具体的な方針はありません。本業務を通じて整理していくこととしています。
8	R7. 4. 16	業務受託実績書について (様式第3号)	・実績記載数に上限はございますか。記載枠以上の実績(50件、100件等)を有する場合、すべての実績を記載し証憑を添付する必要がありますでしょうか。「100件程度」など基準があればご教示お願いいたします。	様式第3号は1枚に収まるよう、受託業務のうち代表的なものを記載し、業務実績件数は、過去5年間(令和2年度から令和6年度までの間)の実数を記載してください。
9	R7. 4. 16	業務受託実績を確認する書類について (実施要領/P5/ 7 (1)エ)	・契約書等の写しは、テクリス登録がある場合、テクリス登録内容確認書の写しのみを提出すればよろしいでしょうか。 ・契約書等の写しを提出する場合、契約書の約款などは除き、件名、発注者、受注者、委託期間、受託金額等が確認できる頭書、および業務内容が確認できる仕様書の写しを提出すればよろしいでしょうか。	業務受託実績を確認する書類として、契約書やテクリス登録内容確認書の写しなど「業務名、発注者、受託者、契約期間」が掲載されたものを提出してください。 なお、「業務名」から業務内容が確認できない場合は、業務内容がわかる資料(仕様書等)を添えてください。
10	R7. 4. 16	参加申込について (実施要領/P4/ 7 (1))	・参加申込提出書類を紙で提出する場合、作成部数は1部でよろしいでしょうか。	参加申込提出書類については、1部を事務局(館山市都市計画課)あてに提出してください。

No.	質問 受領日	質問箇所 (資料名/頁/項目番号)	内容 ※ 送付された内容を一部、修正しています	回答
11	R7. 4. 16	業務にあたっての前提事項について (仕様書/P1/4)	・すでに行われている①～④の4つの調査について、その内容はホームページに公表されていないものとお見受けしておりますが、データ一式を提供いただけますでしょうか。	No.4の質問と同内容のため、回答を省略します。 No.4の回答をご覧ください。
12	R7. 4. 16	空き地等の既存ストックの実態把握に関する調査について (仕様書/P3/5②-1(1))	・空き地に関する既存調査について、概要(調査概要、調査票、調査結果等)をご教示いただけますでしょうか。	空き地については、令和3年度都市計画基礎調査における土地利用現況図により、概況の把握は出来ませんが、個別の調査資料はありません。 なお、空き家については、市HPで公開している「館山市空家等対策計画(R5.3作成)」が空き家調査を基に作成した計画となっています。この基になる調査資料については、受託事業者選定後、調査内容を整理したものを共有します。
13	R7. 4. 16	各種会議の運営支援について (仕様書/P6/5③(3))	・各種会議の開催時期の想定はありますでしょうか。	各種会議の開催時期は、現時点において次のとおりです。※目安として捉えてください。 ア 庁内検討会議 中間協議(R7.9・R7.12)、R7年度末協議(R8.3)、中間協議(R8.5・R8.9)、最終協議(R8.12) イ 都市計画審議会 初回開催(R7.7)、中間報告(R7.12・R8.6)、最終報告(R8.11)

No.	質問 受領日	質問箇所 (資料名/頁/項目番号)	内容 ※ 送付された内容を一部、修正しています	回答
14	R7. 4. 16	各種会議の運営支援について (仕様書/P6/ 5 ③(3))	・有識者等を入れた外部検討委員会についての想定はないという認識でよろしいでしょうか。	現時点では、都市計画審議会以外に検討委員会の設置は想定していません。
15	R7. 4. 16	企画提案書の作成について (実施要領/P6/ 9 (4))	・ページ制限はありますでしょうか。	ページ数(枚数)の制限はありません。
16	R7. 4. 16	実施体制について (評価基準/ 1 面談審査ほか/ 1 企業評価/実施体制) (様式第3号)	・「・業務責任者及び業務担当者は、同種業務における実績を有しているか。」における『業務担当者』と、様式第3号(受託実績)における『担当者』は、同一という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	R7. 4. 16	受託実績について (様式第3号)	・①、②の業務実績の数に上限はありますでしょうか。	様式第3号の記載については、次のとおりです。 ① 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に係る業務実績 様式1枚に収まるよう、受託業務のうち代表的なものを記載し、業務実績件数は、過去5年間(令和2年度から令和6年度までの間)の実数を記載してください。 ② ①以外の都市計画又はまちづくりに関する計画に係る業務実績 受託業務のうち代表的なものを記載し、1枚に収まるようお願いします。

No.	質問 受領日	質問箇所 (資料名/頁/項目番号)	内容 ※ 送付された内容を一部、修正しています	回答
18	R7. 4. 16	受託実績について (様式第3号) (実施要領/P2/4(5)(6))	<ul style="list-style-type: none"> 『過去5年間（令和2年度から令和6年度までの間）に業務を受託し、完了した実績』とは令和2年度から令和6年度までの間に“受託かつ完了”したものを示しますか。例えば、令和2年度よりも前に委託し令和2年度に完了したものは、対象になりますか。また、令和5年度に委託し令和7年度に完了予定の業務は対象になりますか。 	<p>様式第3号及び実施要領における参加資格の「過去5年間（令和2年度から令和6年度までの間）に業務を受託し、完了した実績」については、令和2年度から令和6年度までの期間において、業務が完了した事業とします。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務実績の対象になるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務期間：R1～R2 →完了年度：R2 ・業務期間：R3～R5 →完了年度：R5 <p><input type="checkbox"/> 業務実績の対象にならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務期間：H30～R1 →完了年度：R1 ・業務期間：R5～R7 →完了年度：R7
19	R7. 4. 16	参加資格について (実施要領/P2/4)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数企業による共同企業体での参加は可能でしょうか。 	館山市では、委託業務に係る共同企業体の規程を設けていないことから、本業務への共同企業体での参加は不可とします。